

茨木市財産区事業交付金要綱

（目的）

第1 この要綱は、財産区内の公共的事業等を行う住民団体に対し、市が交付金を交付することにより、地区住民の福祉の増進を図ることを目的とする。

（交付対象）

第2 交付の対象となる地区住民団体及び公共的事業等は、財産区設置の趣旨に照らし市長が適当と認めたものとする。

（交付金額）

第3 交付金額は、毎年度予算の範囲内で市長が定める。

（交付金の交付申請）

第4 交付金の交付を受けようとするものは、交付金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に申請しなければならない。

- (1) 同意書
- (2) 事業計画書
- (3) その他市長が必要とする書類

（交付金の交付決定）

第5 市長は、第4の申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたものに通知する。

（交付金の交付請求）

第6 第5の交付金交付決定通知書を受けたものは、交付金交付請求書を市長に提出し、交付金の交付を請求しなければならない。

（交付金の交付）

第7 市長は、第6の交付金交付請求書を受理し、審査のうえ、適当と認めたときは、当該請求者に交付金を交付する。

2 この交付金は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第163条の規定に基づき前金払により交付できるものとする。

（実績報告）

第8 交付金の交付を受けたものは、事業終了後すみやかに事業実績報告書（様式第3号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 執行状況明細書
- (2) その他市長が必要とする書類

（交付の取り消し等）

第9 市長は、交付金の交付を受けるものあるいは受けたものが次の各号の1に該当

するときは、交付金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な行為により交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (3) 市長の承認を受けずに事業を変更し、若しくは中止し、又は事業の遂行の見込みがないとき。
- (4) 当該事業支出額が予算額に比べて減少したとき。
- (5) その他市長が不相当と認めたとき。

(市長の指示)

第10 市長は、交付金の使用に関し、必要な指示をすることができる。

附 則

この要綱は、昭和58年12月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和元年 6 月28日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 6 月 1 日から実施する。ただし、この要綱の実施の際、この要綱による改正前の要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から実施する。

様式第 1 号

年 月 日

(申請先) 茨木市長

財産区名

住 所

団 体 名

代表者名

※団体名及び代表者名が自署の場合は、押印不要です。

茨木市大字 財産区事業交付金交付申請書

茨木市財産区事業交付金要綱第 4 に基づき、財産区事業交付金の交付を次のとおり申請します。

1. 交付申請額

2. 事業の概要及び実施の必要性

3. 添 付 書 類

- (1) 同 意 書
- (2) 事業計画書

様式第 2 号

茨木市指令第 号

財産区名

住 所

団 体 名

代 表 者

年 月 日づけ申請の茨木市大字 財産区事業交付金については、
金 円を交付する。

年 月 日

茨木市長

様式第3号

年 月 日

(報告先) 茨木市長

財産区名

住 所

団 体 名

代表者名

※団体名及び代表者名が自署の場合は、押印不要です。

事業実績報告書

年 月 日づけ茨木市指令第 号の交付金に係る事業が完了したので、茨木市財産区事業交付金要綱第8に基づき、次のとおり報告します。

1. 事業名

2. 交付金額

3. 事業完了年月日

4. 添付書類

(1) 執行状況明細書